

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際移住機関（IOM）拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）	種別	任意拠出金	30年度 予算額	23,100千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際移住機関（IOM）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関（IOM）となる。2016年に国連の機関となった。世界的な人の移動（移住）を専門に扱う唯一の国連機関となる。 ・「正規のルートを通して、人としての権利と尊厳を保証する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき活動を実施。2018年5月現在、加盟国は169か国。 ・今日、有史以来最も多い10億人（世界の7人に1人）が移民と推計されている中、避難民支援、出入国・国境管理の強化、海外在住専門家の帰国支援等を行っている。 <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、「人身取引被害者の帰国支援事業」の実施のためのもの。IOM駐日事務所及び各国現地事務所と連携し、日本国内で保護された外国人人身取引被害者を母国に安全に帰還させるとともに、再度被害に遭わないようにすることを目的として、被害者へのカウンセリング、ケースワーカーの派遣、通訳、帰国支援（渡航費を含む。）及び母国での自立・社会復帰支援（医療、教育、職業支援）等に充てられるもの。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・IOMの活動及び成果等全般については、IOM分担金のシートを参照。 ・IOMの人身取引対策は、人権の尊重、被害者やコミュニティの心身の健康と社会福祉、及び政府や市民社会のキャパシティビルディングによる持続性の三原則に従って実施される。具体的な活動内容は、人身取引の防止(Prevention)、被害者の保護(Protection)、加害者の訴追(Prosecution)の3つの分野(3Ps)に分けられる。また、4つ目のPとして、支援関係者のパートナーシップ(Partnership)構築も重視されている。 ・IOMは、人身取引の分野では、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)との間で、人身取引・密入国問題に一層密接に取り組むための覚書に基づき、両機関の情報共有の強化及び合同プロジェクトの拡大を行っている。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・IOMの組織・財政マネジメントについては、IOM分担金のシートを参照。 						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要 性	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、IOMを通じ、毎年積極的に人身取引対策に関する支援を実施しており（エボラ出血熱関連支援の対象であるアフリカ地域向け、IS等イスラム過激派の勢力拡大による被害の大きい中東地域等向けなど）、日本の重要外交課題である人間の安全保障の現場での実践に大きく貢献している。 ・2014年12月に関係閣僚間で決定された「人身取引対策行動計画2014」には、ODAを通じた人身取引対策支援を推進していくことが規定されており、その実現に当たりIOMとの協力を促進することが規定されている。また、2014年11月の第17回日・ASEAN首脳会議の際に採択された「テロ及び国境を越える犯罪と闘う協力のための日・ASEAN共同宣言」においても、人身取引は8つの優先協力分野の1つとして掲げられている。 ・また、日本で発見される外国人人身取引被害者であって、これまでに本事業の支援を受けた者の大半がASEANの出身であることを踏まえれば、本事業は、日本のASEAN外交を遂行する上でも重要である。 ・本事業を開始した2005年5月から2018年3月末までに、計318名（2017年度は11名）の外国人被害者に対し帰国支援を、計176名（2017年度は17名）に対し帰国後の社会復帰支援を提供している。2017年には日本からフィリピンへ帰国した被害者の社会復帰に関する追跡調査も実施している。これらの支援を受けた被害者のうち再度日本で人身取引被害に遭ったものはいないことから、日本の犯罪防止・治安の確保に貢献しているといえる。 ・人身取引対策事業においては、IOMは、人身取引に関する知識・経験を有し、世界中に存在するIOM事務所のリソースやコネクションを最大限に活用し、日本のみでは実施困難な国・地域での帰国の受入れ・社会復帰支援を迅速に行っている。 						

- ・ IOM はあらゆる NGO とも密接な関係を築いており、情報網が広いことから、被害者の早期発見にも寄与している。
- ・ 日本は、IOM 総会、財政とプログラムの常設委員会、IOM と国連の関係に関する作業部会、予算改革作業部会等に IOM 加盟国として参加し、日本政府の意向を伝達している。
- ・ 日本国内では、IOM 駐日事務所は、外務省のほか、入国管理局や在日大使館等と緊密に連携しながら、外国人被害者の保護及び母国への帰国・社会復帰支援へ効果的かつ効率的に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて継続的な情報交換・意思疎通を行っている。
- ・ 日本の拠出金の活用に関する意見（有効的な活用、定量的な数値を含む支援実績の報告、日本支援のビジビリティの確保等）について、IOM からの要人訪日、IOM 駐日事務所等との意見交換などの機会に伝え、これは適切に反映されてきている。人身取引対策事業の実施に当たっても、緊密に意見交換を行っており、日本の意図は十分に反映されている。
- ・ スウィング事務局長は、2008 年の就任以来毎年訪日し（計 12 回）、政務及び外務省幹部と政策協議等を重ね、緊密な関係を構築・維持している。
- ・ IOM が事務局を務めるバリ・プロセス（密入国・人身取引及び国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス）の閣僚級会議に、日本からはこれまで毎回政務レベルが出席し、議論に積極的に参加。本件事業における質の高い支援を維持していくよう要請したのに対し、IOM は本件事業において、帰国を希望した被害者全員に対し安全な母国への帰国を実現している。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	169	1,467	25	1	1.7%	23	1

その他特記事項：

- ・ 2017 年 12 月現在、日本人職員が、マニラ管理サポートセンターの法務部契約課課長 (P5)、駐日代表 (P5)、ミャンマー事務所代表 (D1) を務めている。
(注) IOM は、人事面でのコスト削減の観点からも、ハイランクへの登用を抑制しており、P5 以上が幹部レベル。ただし、上記表には含まれていない。
- ・ IOM では、コンサルタントとして 1 名、JPO として 8 名、駐日事務所他現地事務所での現地採用として 6 名、インターンとして 5 名、その他ランクなしの職員として本部や現地事務所で 7 名の日本人（計 26 名）が採用されている。そのうち、6 名は駐日事務所のスタッフ。
- ・ 2018 年 2 月、IOM は、フランス・リヨンにおいて開催された在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の主催の国連機関就職ガイダンスに参加。
- ・ 日本人が積極的に求められる人事ポストについて、当該ポストのある IOM 事務所と連携の上、IOM 駐日事務所がウェブサイトや SNS、メーリングリスト等の国内の媒体を通じて空席情報を発信している。
- ・ IOM に派遣された日本人 JPO は、JPO 期間終了後、95% の高い定着率を誇る。

5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	日本の人身取引対策（「人身取引対策行動計画 2014」）に照らしつつ、予算要求。
	DO	予算を拠出し、事業の実施状況をモニタリング（IOM 駐日事務所を通じた月 1 回の定期報告）を実施。
	CHECK	年次報告書を踏まえ、事業の実施状況につき点検を行う。
	ACT	上記報告等を踏まえ、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部と IOM 本部の間での意見交換や IOM 側幹部訪日等を通じて、問題点の指摘やより効率的な案件選定に向けた検討を行う。

・ 財政状況の報告：2018 年 6 月 (2017 年度)

担当課室名 国際安全・治安対策協力室